

三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備仕様書

1 概要

本仕様書は、三次市(以下「本市」という。)のみよし運動公園陸上競技場(以下「本施設」という。)電光表示設備の公募型企画提案の実施に関わる設備について必要事項を定める。

2 仕様書の考え方

本仕様書は、必要最低限の機能要件を示しており、これらを踏まえて本設備の更新に関わる提案を求めるものである。

3 適応基準及び規格等

本工事を遂行するにあたっては、各種関連法令及び市の条例、規則等並びに次に掲げる基準及び規格等を遵守すること。

なお、その対応については提案者の責任において行うこととし、公募時点において全て最新のものを参照すること。

- (1)公共建築設計業務委託共通仕様書(建設工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (2)公共建築工事標準仕様書(建設工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (3)建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (4)建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (5)建築構造設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (6)建築鉄骨設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (7)建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- (8)建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- (9)建築工事設計図書作成基準及び同資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (10)建築設備工事設計図書作成基準及び同資料(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- (11)その他関連する基準・規則・指針等

4 基本要件

本設備の更新に関わる基本要件は、次のとおりとする。

- (1) 本設備の更新において、不用となる既存機器等の撤去及び処分を適正に行うこと。
- (2) 競技運営に必要な表示項目を踏まえ、視認性、経済性、省エネルギー性及び保守性に優れたものに更新すること。
- (3) 本設備の操作については、専門的知識のないものであっても簡単に操作できる機器及びシステム構成とすること。
- (4) 機器等の安全性及び信頼性を確保すること。
- (5) 本施設で開催される大会、イベント等を考慮し、幅広い活用を想定した設備とすること。
- (6) 本施設指定管理者と協議の上、本施設を継続的に利用できるよう配慮すること。
- (7) 周辺住民及び周辺環境に十分に配慮すること。

5 更新設備の仕様

次の仕様と同等又はそれ以上の性能を満たすこと。なお、既存の配線等で更新後も使用可能なものは、対象品目及び対象範囲を明らかにし、本市と協議を行った上で、使用すること。

(1) 電光表示設備表示部仕様 フルカラーLED表示

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| ① 画面サイズ | 横13m×縦7m以上 91㎡以上 |
| ② 発光方式 | RGB高輝度発光ダイオード
※同等以上を証明できればこの限りでない。 |
| ③ 絵素ピッチ | 20mm以下 |
| ④ 表示階調 | 65, 536段調以上 |
| ⑤ 視認距離 | 150m離れた地点から文字が視認できること |
| ⑥ 視覚角度 | 水平±60°以上、垂直+15°以上、-30°以上 |
| ⑦ 輝度 | 5, 000cd/㎡以上 |
| ⑧ 耐久性 | 防塵防水対策 雷害対策 |

(2) 電光表示設備表示機能

ア 陸上競技及びサッカー等各競技

- ① 表示部
 - ・選手紹介
 - ・記録速報
 - ・試合速報
 - ・インフォメーション表示(動画、静止画、テキスト)

イ 塔時計

Φ2, 000以上とし、電波修正とする。

ウ 45分競技時計

- ① Φ2, 000

- ② 5分から45分までを5分ごとに設定可能とし、操作室から遠隔操作が行えること。

エ ランニングタイマ表示盤

- ① LED式文字高560mm以上
- ② 6桁表示(00:00.00)が可能、かつ操作室から遠隔操作が行えること。

(3)放送室

- ① 既設計時計測装置
- ② 既設コンピュータ処理装置
- ③ 既設写真判定装置
- ④ 新設球技表示装置

※①～④の競技データを受信し、画面生成した画像を送出すること。

6 納入場所

みよし運動公園陸上競技場(広島県三次市東酒屋町10493番地)の本市が指定する場所とする。

7 契約期間

- (1)三次市議会の議決を得た日の翌日から令和9年3月31日
- (2)設置作業の着工は、施設の利用状況に応じて、本市及び指定管理者との打ち合わせにおいて決定する。

8 提出書類

受託候補者を選定後、受託候補者は、次の書類を本市の指定する期日までに提出し詳細について協議すること。

- (1)設計図(施工前に実施設計すること)
 - 仕様、システム系統、電光表示設備外観図、機器姿図、鉄骨図、パネル図、レイアウト図、電気図、仮設計図、撤去図
- (2)工程表
- (3)物品明細書
- (4)本設備の概要書
- (5)その他、本市より指示するもの

9 留意点

- (1)各種関連法令及び施工安全に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本施設の工事を実施すること。
- (2)機器を設置する際には、転落・落下防止処理を施すこと。
- (3)施設との接続する配線については、配線ごとにラベル等を張り付けること。
- (4)工事により発生した産業廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に

処分すること。

- (5)提案者の負担により、必要な保険に加入すること。
- (6)参加申込書で提出された協力会社等の変更は認めない。
- (7)設計及び施工の進捗状況等を本市に定期的に報告すること。
- (8)工事車両等の駐車場、仮設事務所設置場所、資材置場等については、本市及び施設指定管理者と協議の上、施設利用に支障のない場所に設置すること。
- (9)本施設に損傷等を与えないように留意するとともに、本施設を汚損、破損させた場合には、提案者の負担により、補修及び保証を行うこと。
- (10)現場内の事故、災害については十分に留意するとともに、周辺地域に災害が及ばないよう万全の対策を講じること。
- (11)他の工事等と作業等が重なった場合には、当該工事受注者等と協力し、工事を円滑に推進すること。
- (12)騒音、振動等については、十分な対策を講じること。また、苦情等が発生した場合においては、提案者の責任において適切に対応すること。

10 検査

機器の設置・調整が完了した際には、仕様書に定めたとおりに履行されていることを確認するため、本市の立会いの下、検査を行う。なお、検査にかかる費用は、代表者の負担とし、検査合格後、引渡しとする。

11 検収及び運用

- (1)運用開始前に本市職員、本施設指定管理者及び本市が指定する者に対し、機器の操作説明及びリハーサルを行うこと。
- (2)システムの初回運用時にはシステムに精通した者が立ち会うこと。

12 支払条件

三次市建設工事執行規則による。

13 その他

- (1)本仕様書に定めのない事項については、本市と代表者の協議の上、決定するものとする。
- (2)本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と代表者の協議の上、決定するものとする。